

藤田医科大学医学部再入学に関する規程

令和7年規程第8号

施行 令和7年4月1日

施行 令和7年11月1日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学学則（昭和51年規程第1号。以下、学則という）第22条に基づき、藤田医科大学（以下、本学という）医学部における再入学の要件及び選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 本学は、本学を退学又は除籍となった者であっても、学則別表1に定める人材養成に関する目的に基づき、独創的な学究精神と国際的視野を持って医学・医療の様々な分野でリーダーとして社会に貢献できる誠実で謙虚な医師となるために、安定して就学することが期待される者に対し、再入学の制度を設ける。

(再入学者の要件)

第3条 本学医学部（以下、医学部という）に再入学の出願をすることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 医学部に在籍歴がある者
- (2) 退学又は除籍の日の翌日から起算して3年以内の者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア. 学則第21条に基づき退学した者
 - イ. 学則第23条第1号に基づき除籍となった者
- 2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、原則として再入学の出願を認めない。ただし、再入学を希望する者が第1号及び第2号に該当する者である場合に限り、医学部が指定する期日までに、あらかじめ申出を行うことにより、医学部教授会（以下、教授会という）の意見を聴いた上で、医学部長の決定により出願を許可する場合がある。
 - (1) 学則第6条第2項に定める在学年数を経過し、除籍となった場合
 - (2) 医学部に再入学した経歴がある場合
 - (3) 学則第45条に基づく懲戒により、退学処分又は1ヵ月以上の停学処分歴がある場合
 - (4) 医学部に対する再入学の出願歴が2回以上ある場合
 - (5) 次のいずれかに該当する行為を行った経歴がある又はそのおそれのある場合
 - ア. 無資格医業、無資格医業の共犯等の医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）の違反行為
 - イ. 無資格者の関係業務の共犯等の保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
その他の身分法の違反行為
 - ウ. 医薬品の無許可販売又はその共犯等の医薬品、医療機器等の品質、有効性及

び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の違反行為

エ. 麻薬、向精神薬、覚せい剤及び大麻の不法譲渡、不法譲受、不法所持又は自己施用の麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）の違反行為

オ. 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、暴行、脅迫、強要等の行為

カ. 交通事犯等に係る業務上過失致死、業務上過失致傷の行為

キ. 売春防止法（昭和31年法律第118号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、青少年育成条例違反等のわいせつ行為

ク. 贈収賄行為

ケ. 詐欺罪、詐欺ほう助等の詐欺、窃盗行為

コ. 虚偽診断書作成、同行使、虚偽有印公文書偽造等の文書偽造行為

サ. 所得税法（昭和40年法律第33号）、相続税法（昭和25年法律第87号）違反等の税法違反行為

シ. その他医学を志す者として不適切な行為

3. 前項ただし書きの場合における申出の方法については、別に定める。

（再入学の出願）

第4条 再入学を希望する者は、医学部長に対し、本学が指定する期日までに、次の各号に掲げる書面に、本学が定める入学検定料を添えて出願しなければならない。

（1）再入学願書

（2）再入学試験に関する承諾書

（3）履歴書

（4）本学が発行した成績証明書

2. 前項第1号及び第2号に掲げる書面には、身元保証人の連署を要する。

（再入学の許可）

第5条 医学部長は、前条の出願がなされた場合は、教授会の意見を聴いた上で、学長に対し報告する。ただし、第3条第2項ただし書きの申出を行い、許可を受けて出願した者については、教授会の議を経ずに学長に対し報告することができる。

2. 学長は、前項の報告を受けたときは、学則に定める医学部の定員に支障がないと認める場合に限り、選考の上、これを許可することができる。ただし、第3条第1項第3号イの出願資格により出願し合格した者の場合は、除籍時の未納の授業料を、指定された期日までに納入することを条件として許可することができる。

3. 前項に基づき再入学を許可された者は、学則別表に定める入学金及び学費並びに学費調整費（以下、合わせて学費等という）を納入しなければならない。

4. 前項の学費調整費の金額は、別に定める。

（再入学の時期）

第6条 再入学は、審査の上、学年始めに許可するものとし、これを経過した者の再入学

は許可しない。

(再入学の年次)

第7条 再入学後の年次は、原則として退学した時の年次とする。ただし、1年次乃至3年次、又は5年次に2ヵ年在学した退学者が、2ヵ年目で不合格となった試験科目又は総合試験に合格し、再入学する場合はこの限りではない。

(修行年限及び休学)

第8条 再入学を許可された者の修行年限は、学則第6条を適用する。

2. 再入学を許可された者が休学する場合における休学期間は、学則第17条を適用する。
3. 再入学後の在学期間及び休学期間は、再入学をする前の在学期間及び休学期間と通算する。
4. 再入学を許可された者が学則第6条に規定する年数以内に進級できない場合は、退学とする。

(進級及び卒業要件)

第9条 再入学した者の進級及び卒業要件は、再入学した学年の進級及び卒業要件を適用する。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、大学事務局医学部事務部学務課が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定める事項のほか、再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第12条 この規程の改正は、全学教学運営委員会の議を経て、学長の決定による。

附則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。
2. 令和7年11月1日一部改正
 - (1) この規程は、令和8年度以降に入学した学生に対しては適用しない。
 - (2) この規程は、この規程に基づく再入学の対象となる者が存しなくなった時点をもって廃止する。